

山形大学紀要(社会科学)投稿規程

本規程は、山形大学紀要(社会科学)への投稿に関する必要事項を定めたものである。

1. 本誌の名称

本誌の名称は、山形大学紀要(社会科学)[Bulletin of Yamagata University (Social Science)](以下、「社会科学紀要」と略す)とする。

2. 投稿資格

(1) 社会科学紀要に投稿できる者は、本学教職員であることを原則とする。ただし、以下の場合で編集委員会において適当と認めた者については投稿を認めることがある。

- ① 本学に相当年数勤務し退職した元専任教員
- ② 本学に相当年数勤務している非常勤講師
- ③ 本学の客員研究員

(2) 本学教職員以外の者との共同研究についても、応募を認めることがある。

3. 投稿論文等の種類・内容

(1) 社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの。

- ① 論説
- ② 研究ノート
- ③ 資料(史料)紹介・分析
- ④ 書評、研究動向
- ⑤ 翻訳
- ⑥ 判例評釈
- ⑦ 史料目録
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

(2) 原稿には欧文タイトル名および論説には原則として欧文サマリーを添付すること。

4. 原稿の分量・様式

(1) 投稿論文は、そのジャンルにかかわらず、紀要各号当たり原則としてひとり一編までとする。ただし、異なるジャンルへの投稿の場合、ひとり二編まで認めることがある。

(2) 一編当たりの原稿の分量は、原則として和文原稿の場合 400 字詰め原稿用紙に換算して 100 枚以内、欧文原稿は A 4 判用紙の片面に周囲 3 cm 空白を残して 2 段送りタイプすることにし、26 枚以内とする。同じ紀要にひとり二編の投稿が行われる場合、合計の分量が以上の範囲以内に収まることを原則とする。

(3) 図版や図表については、その大きさを最大 1 ページ以内とし、枚数も最小限にとどめる。

(4) 欧文サマリーは、極力 1 ページ以内に収まるよう努力する。

(5) 本文、欧文サマリー、図版及び図表等すべてを含め、原則として原稿一編の刷り上がりページ数は、和文原稿の場合は(B 5 判で)35 ページ以内、欧文原稿の場合は 21 ページ以内とする。同じ紀要にひとり二編の投稿が行われる場合は合計のページ数が以上の範囲内に収まることを原則とする。

(6) 前項の制限を超える原稿の超過分の印刷経費、および特殊印刷(カラー写真等)に要する経費については執筆者の負担とする。

5. 発行時期および投稿手続

(1) 本誌は、毎年度 2 回(7 月および 2 月に)発行する。

(2) 原稿は、締切日(3 月 31 日、10 月 1 日)までに、小白川キャンパス事務部図書課総務担当へ提出する。ただし、締切日が休日に当たる場合には、休み明けの最初の日を締切日とする。

(3) 原稿提出者は、提出原稿のコピーを各自 1 部保管する。

6. 論文掲載の審査

論文掲載の可否は、編集委員会がこれを決定する。

7. 校正

(1) 校正は執筆者が責任をもって行い、再校までで完了するよう努力する。

(2) 校正のため、校正刷りを著者の手元におくことできる日数は最高 2 日までとする。

(3) 校正は脱字や誤植の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更(削除、挿入)は原則として認めない。

(4) 前項の規定にもかかわらず大幅な訂正が必要になった場合は編集委員会の許可を得るものとし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者の負担とする。

8. 印刷経費の負担

(1) 掲載に要する費用は、4 条 6 項および 7 条 4 項に該当する場合を除き、原則として無料とする。ただし、紀要出版経費が予算を上回った場合、執筆者が掲載分量に比例してその不足分を負担することがある。

(2) 別刷りは 70 部まで無料とし、この部数を超える分については執筆者が負担する。

9. 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

10. 電子化の許諾

(1) 掲載された論文は、原則として電子化し、図書館ホームページ及び機関リポジトリ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(2) 但し、執筆者が掲載された論文の電子化および図書館ホームページ等を通じたコンピ

ュータ・ネットワーク上での公開を希望しない場合は、「山形大学紀要論文電子化に関する実施要領」(平成13年7月2日附属図書館長裁定)に定めた所要の手続きにより、その論文の電子化および上記の手段による公開を拒否することができる。

附則

この投稿規程は、平成12年1月1日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成13年9月30日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成18年9月6日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成20年12月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成20年12月10日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成21年10月29日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。